

## ↳ 非常用食料品

**Q** : 今年は豪雨などによる災害が多かったことから、当社では、非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品を購入し、備蓄用倉庫で保管することを検討しています。この非常用食料品の賞味期間（品質保証期間）は25年とされていますが、購入費用の全額を購入時に損金の額に算入することはできますか？

**A** : 購入時に事業の用に供されたものとして、その時の損金の額に算入することができます。

### 【解説】

非常用食料品は、災害時に備えて備蓄するもので、原則としてその災害が発生するまで又は品質保証期間中保存されるものですが、税務上の減価償却資産及び繰延資産の範囲には含まれず、その物理的性格からみて、一種の消耗品と認められます。

ところで、消耗品は、使用を開始した時をもって消耗品費として費用化され、貯蔵中のもので期末に未使用のものは棚卸資産として資産に計上することとなりますが、非常用食料品の場合、備蓄することが本来の用途と認められることから、その本来の用途に供した時すなわち備蓄を開始した時をもって事業の用に供されたものとみるのが相当と考えられます。

したがって、ご質問の非常用食料品の購入費用は、全額購入時において損金の額に算入することが認められます。

